

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑪)

別紙1

施策名	目標3-5 ダイオキシソ類・農薬対策				担当部局名	ダイオキシソ対策室 農薬環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	廣木雅史(ダイオキシソ 対策室長) 小笠原 毅輝(農薬環境 管理室長)			
施策の概要	ダイオキシソ類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(水産基準)を設定する。				政策体系上の 位置付け	3. 大気・水・土壤環境等の保全					
達成すべき目標	ダイオキシソ類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシソ類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 水産基準が未設定の農薬について、平成32年度までに全ての基準を設定する。				目標設定の 考え方・根拠	ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく環境 基準 ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく国の 削減計画 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9 月28日閣議決定) 環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 ダイオキシソ類排出総量 (g-TEQ/年)	-	176	176	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年))
			128~130	121~123	118~120	集計中					
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
2 水産動植物の被害防止に 係る登録保留基準の設定 及び設定不要と評価した 農薬数(累計)	-	565	359	436	466	507	537	567	584	農業取締法に基づく水産基準の迅速かつ確かな設定により農薬の環境リスクの低減に資することができるため、農薬登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。なお、目標年度は生物多様性国家戦略2012-2020及び環境基本計画において平成32年度までにすべての農薬有効成分について登録保留基準を設定することとしている。	
		H32年度	386	413	477						
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
3 ダイオキシソ類に係る環境基 準達成率(%)	100%	-	ダイオキシソ類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシソ類による汚染の状況を最も確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。								
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等				平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	26年度	27年度	28年度	29年度							
(1) 農薬登録保留基準等設定 費 (平成17年度)	102 (84)	97 (82)	110 (101)	104	2	<達成手段の概要> ・農薬登録保留基準を設定する農薬について毒性文献データの収集及び評価資料の作成 <達成手段の目標(29年度)> ・農薬登録保留基準値設定及び設定不要と評価した農薬の有効成分数累計:507 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・農薬登録保留基準は、農薬の毒性評価に基づき設定するものであり、毒性文献データを収集し最新の知見に基づくことが重要である。				149	

<p>ダイオキシン類総合対策費 (平成12年度)</p>	<p>67 (67)</p>	<p>54 (51)</p>	<p>48 (46)</p>	<p>43</p>	<p>1.3</p>	<p><達成手段の概要> ①ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、常時監視結果、排出量データのとりまとめ ②ダイオキシン類分析機関の精度管理に係る審査を実施 ③臭素系ダイオキシン類等に関する国際動向把握、情報収集、情報提供等を実施 <達成手段の目標(28年度)> ①ダイオキシンの排出実態等の正確な把握 ②今年度の委員会の活動内容等の情報収集 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①排出実態等を把握することで、目標達成に向けた効果的な対策の検討を行うことができる。 ②極微量分析にともなう精度管理が要求されるダイオキシン類分析において分析機関の精度管理水準の維持・向上に寄与する。 ③臭素系ダイオキシン類等の排出可能性がある施設からの排出量等のデータを蓄積する。</p>	<p>150</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>167 (135)</p>	<p>169 (151)</p>	<p>158 (147)</p>	<p>147</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 第3部生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 第6節田園地域・里地里山 1生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 ・環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) 第2部今後の環境政策の具体的な展開 第1章重点分野ごとの環境政策の展開 第9節包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組</p>	